

各区の基金の取り組み状況(平成20年度)

区名	基金名称(根拠条例)、施行年月日	原資金額(千円)	対象事業	審査方法	一件の上限額	実績件数
港区	みなとパートナーズ基金 (みなとパートナーズ基金条例) H15. 4. 1	100,000	①団体の活動基盤整備事業 ②団体独自による先駆的・モデル的事業 ③区との協働事業	NPO活動助成審査会により審査を行う。 ①基盤整備事業 ②先駆的・モデル的事業は、書類審査及び事務所訪問によるヒアリング ③区との協働事業は書類審査及びプレゼンテーション	対象経費の1/2以内 ① 25万円 ② 50万円 ③ 150万円 (なお、①～③は左記のとおり)	9件 (①2件、 ②5件、 ③2件)
新宿区	新宿区協働推進基金 (新宿区協働推進基金条例) H16. 4. 1	基金設置時2,000千円、以降寄附及び年1,000千円の区財源を拠出し基金に積み立て	区民を対象とした、特定非営利活動促進法(NPO法)でいう非営利活動(特定非営利活動)に係る事業。	審査基準に基づき、協働支援会議の委員が一次書類選考、二次公開プレゼンテーションにより審査。	助成対象事業費の1/2 50万円	8件
品川区	品川区地域振興基金 (品川区地域振興基金条例) H21. 3. 31	10,000	区内で公益活動を行っている団体の公益事業。	審査委員会を組成し、第一次審査(書類)第二次審査(面接)を経て選考。	事業費の2/3 50万円	— (21年度より実施)
目黒区	目黒区まちづくり基金 (目黒区まちづくり基金条例) H2. 3. 30	300,000	自主的に行うまちづくりに資する公益的な活動(団体育成、コミュニティ形成)で交付基準に定める内容のもの。	まちづくり基金運用委員会による審査会による書類審査。	10万円	6件
大田区	大田区区民活動積立基金 (大田区積立基金条例) H17. 4. 1	292,514 *区財源投入なし (寄附金の活用)	区民を対象とした事業で公益性が認められ、区民参加により広く地域貢献につながる非営利事業。	区民協働推進会議による、第一次(書類)、第二次(面接)審査を行い審議。	25万円	3件
	↓20年度より名称変更↓ 地域力応援基金 (大田区積立基金条例) H21.4.1		区民を対象として公益性が認められ、区民参加により広く社会貢献につながる非営利事業(③は区の提示する事業を実施) ①スタートアップ助成(21年度から開始) ②ステップアップ助成(22年度から開始) ③ジャンプアップ助成(22年度から開始)	区民活動協働推進会議による、第一次(書類:①～③)、第二次(①面接、②③公開プレゼンテーション)審査を行い審議。	①10～50万 ②50～300万円 ③400万 (なお、①～③は左記のとおり)	①7件

区名	基金名称(根拠条例)、施行年月日	原資金額(千円)	対象事業	審査方法	一件の上限額	実績件数
世田谷区	世田谷区地域保健福祉等推進基金 (世田谷区地域保健福祉等推進基金条例) H14. 3. 29	552,398 (19年度末現在) *(基金の用途は、協働事業に限定されない)	①『NPO提案型協働事業』を選定する事業 中間支援NPOが、区内のNPOから「区(提案事業に関係する所管課)と連携・協力して実施したい事業」を募集・選定し、区へ推薦する事業 参考(以下は21年度実施事業) ②NPO提案型協働事業 ①の推薦を受けて決定した事業を、NPOと区(提案事業に関係する所管課)が協働して実施する事業 ③『NPO提案型協働事業』を支援する事業 中間支援NPOが、②の事業が円滑に進むよう、サポート・コーディネートする事業	①市民活動支援事業審査会による書類審査。	①200万円	1件 (*20年度は『①NPO提案型共同事業』を選定する実施事業の中間支援へ200万円交付した。選定された個別協働事業については、21年度実施する)
中野区	中野区区民公益活動推進基金 (中野区区民公益活動の推進に関する条例) H18. 4. 1	3,000	次のすべてに該当するもの ア.区民団体が自発的に行う公益事業 イ.年度末までに終了する事業 ウ.宗教・政治・選挙活動を目的としない事業 エ.地方自治体や国などからの助成を受けない事業	区民公益活動推進協議会(委員10名)により、公開プレゼンテーションと応募書類の総合評価(6項目の審査基準に基づき採点)で審査を行う。	30万円まで (助成対象経費総額の2/3以内)	9件
杉並区	杉並区NPO支援基金 (杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例) H14. 4. 1	1,000	区に活動登録したNPO法人の非営利活動に係わる事業。	NPO等活動推進協議会の審査部会による書類審査。	概ね30万円程度	19件
北区	東京都北区協働推進基金 (東京都北区協働推進基金条例) H19. 4. 1	300,000	①地域づくり応援団事業(多様で豊かなまちづくりを進めることを目的とする事業) ②政策提案協働事業(区民の視点、発想、課題解決手法などの特長を生かした提案協働事業を区民と区との連携のもとで実施し、協働によるまちづくりを進めることを目的とした事業)	協働地域づくり推進事業選定委員会により選定を行い区に答申する。	①50万円 ②500万円(予定) (なお、①、②は左記のとおり)	①11件 ②3件選定 (21年度事業実施)
板橋区	いたばしボランティア基金 (いたばしボランティア基金条例) H12. 3. 31	10,096 (区財源投入なし)	①ボランティア・NPO活動の参加を啓発する事業 ②ボランティア・NPO活動に関する知識や経験を高める事業 ③NPO法人の設立(板橋区内)に係る経費 ④活動の拡大に要する設備及び機材の購入に係る経費	総合ボランティアセンター運営委員会により公開プレゼンテーションと応募書類の総合評価で審査を行う。	①～③必要経費の2/3以内かつ15万円 ④上限10万円 (なお、①～④は左記のとおり)	4件
足立区	足立区協働パートナー基金 (足立区協働パートナー基金条例) H21. 4. 1	200,000	区で活動するNPO・ボランティア団体等の公益活動事業。	協働パートナー基金審査会により選考事業の審査を行う。	—	— (21年度より実施)